

第1条 (名称)

本会は、早稲田大学演劇映像学会 (Society of Theatre and Film Studies, Waseda University) と称する。

第2条 (所在)

本会の事務局は早稲田大学文学学術院演劇映像研究室内に置く。

第3条 (目的)

本会は、演劇映像学の研究およびその普及を目的とする。

第4条 (事業)

前条の目的を達するために左の事業を行う。

- 1、大会を年1回開催し、研究発表等を行う。
- 2、学会誌『演劇映像』を発行する。
- 3、その他本会の目的を達するために有意義な事業を行う。

第5条 (会員)

1、本会は、以下のいずれかに該当する者のうち、理事会によって入会を認められ、所定の会費を納入する会員によって構成される。

(正会員)

・早稲田大学文学部演劇映像コースおよび大学院文学研究科演劇映像学コースの専任教員、ならびにこれに準ずる教員。

- ・上記大学院コースの在籍学生・修了生・中退者。
- ・その他、理事会が特に入会を認めた者。

(学部学生会員)

- ・上記文学部コースの在籍学生

2、会員は、大会等の活動に参加し、学会誌等の配布を受けることができる。また、大会等での口頭発表を申し込み、学会誌に論文・報告等を投稿することができる。

3、会員は、以下のいずれかに該当すると理事会が認めた場合に、除籍となる。

- ・書面により退会を申し出た者。
- ・会費納入の義務を怠った者。
- ・その他、会員として不適格とみなすべき事由が生じた者。この場合、理事会は除籍の決定に先立ち、当該会員に事由を通知して弁明の機会を与えるものとする。

第6条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1、会長 1名

会長は理事の互選により選出し、任期は2年とする。但し再任をさまたげない。会長は理事会を代表し、会務を統括する。

2、理事 若干名

理事は文学部演劇映像コースおよび文学研究科演劇映像学コースの専任教員・助教・助手がこれを務める。理事は理事会を構成し、研究発表会の開催、学会誌編集、入退会の承認、その他、必要と認めた業務を行う。

3、監事 1名

監事は、総会において選出され、会計監査を行う。

第7条 (会計)

本会の会計については次のように定める。

1、本会は会費、大学補助金、寄附金等によって運営する。

2、本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

3、会費は正会員については年2000円とする。ただし、第5条第1項に定める専任教員については年4000円とする。学部学生会員については無料とする。

第8条 (総会)

本会は総会を年1回開催する。その開催要領については次のように定める。

1、総会の議決事項は次の通りとする。

- ・決算および予算、監事の選出
- ・事業報告および事業計画
- ・会則の変更
- ・その他、理事会が必要と認めた事項

2、総会の議長は会長が務める。

3、総会は正会員および学部学生会員の5分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、その議決は出席者の過半数による。可否同数のときは議長がこれを決する。

附則

本会則は2014年7月26日より施行する。